

## 飛騨高山・森のエコハウス推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、飛騨高山・森のエコハウス推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業」により整備されるモデルハウスを活用し、地方公共団体、建築設計事務所、工務店、林業・木材関係事業者、住民等が連携して、高山市におけるエコハウスの普及を図ることにより、快適・健康・安心な暮らし及び地球温暖化を防止する持続可能な地域づくりの実現を目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域におけるエコハウスの普及方策に関する検討
- (2) エコハウスの設計・施工、普及活動等に係る情報の共有
- (3) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(会員及び入会)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的及び前条に掲げる活動に賛同・協力する建築設計事務所及びその団体、工務店及びその団体、林業・木材関係事業者及びその団体、住民、有識者、高山市地球温暖化防止活動推進センター並びに地方公共団体とする。

2 協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(退会等)

第5条 会員は、退会しようとするときは、会長にその旨を届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

3 会員が協議会の目的に反する活動をし、協議会の名誉を著しく損なったときは、会長はこれを退会させることができる。

(会長等)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、会員の互選により選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 役員任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、事情により途中交代した場合の役員任期は前任者の残任期間とする。

(会長等の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(総会)

第8条 会長は、毎年総会を開催する。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、規約の改廃その他協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

4 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第9条 協議会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、15名以内の運営委員をもって構成する。

3 運営委員は、会長が指名し、その任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 運営委員会は、次に掲げる事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

5 運営委員会の委員長は、会長が指名する者が務める。

6 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第10条 協議会には、エコハウスの建設及び普及に関する専門的事項について協議検討するため専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、7名以内の専門部会員をもって構成する。

3 専門部会員は、会長が指名し、その任期は2年以内の必要な期間とする。

4 専門部会の部会長は、会長が指名する者が務める。

5 専門部会の議事は、出席した専門部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(アドバイザー)

第11条 協議会は、協議する事項について必要に応じ、専門的知識を有する外部の者にアドバイザーとして助言・指導を求めることができる。

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事業計画及び事業報告)

第13条 協議会の事業計画は、会長が作成し、総会の承認を得るものとする。

2 協議会の事業報告は、会長が作成し、総会の承認を得るものとする。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局をひだ高山木の家ねっと内に置く。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成21年7月30日から施行する。

2 この協議会の設立初年度の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、平成21年7月30日から平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。